

秋田県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	西目屋二ツ井線	山本郡藤里町矢坂字中岱117番1地先から 同字上如来瀬岱31番1地先まで	12.65～48.71	0.300
	新	西目屋二ツ井線	〃	12.65～31.74	0.300

2 供用開始の期日 平成30年1月30日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間及び時間 平成30年1月30日から同年2月13日までの午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

秋田県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	矢坂糠沢線	山本郡藤里町矢坂字中岱117番1地先から 同字中岱117番1地先まで	19.02～40.35	0.006
	新	矢坂糠沢線	〃	19.02～46.00	0.006

2 供用開始の期日 平成30年1月30日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間及び時間 平成30年1月30日から同年2月13日までの午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）